

(例)

江別市自治基本条例検討委員会

提 言 書

令和7年3月〇〇日

江別市自治基本条例検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
	(1) 条例の見直しの必要性について	2
	(2) 取組について	
	①信託【第1条、第9条～11条関連】	2
	②条例の位置付け図【第5条関連】	2
	③市民の責務【第7条関連】	2
	④事業者の範囲【第8条関連】	3
	⑤議会の情報発信【第9条関連】	3
	⑥職員の意識の向上【第12条、第24条関連】	3
	⑦危機管理・防災【第17条関連】	3
	⑧情報共有【第21条関連】	3
	⑨情報公開【第22条関連】	4
	⑩個人情報の保護【第23条関連】	4
	⑪市民参加の捉え方【第24条関連】	4
	⑫市民参加・市民協働の認知度【第24条、第25条関連】	4
	⑬市民協働に関する条例の制定【第25条関連】	4
3	検討経過等	5
	(1) 自治基本条例検討委員会の設置	5
	(2) 自治基本条例アンケートの実施	6
	(3) 自治基本条例検討委員会の審議概要	32

1 はじめに

[Redacted text block containing multiple paragraphs of obscured content]

令和7年3月
江別市自治基本条例検討委員会
委員長 藤本 直樹

2 検討結果

(1) 条例の見直しの必要性について

[Redacted text block]

(2) 取組について

①信託【第1条、第9条～11条関連】

第1条及び第9条、第10条、第11条の「信託」は、条文により異なる意味で使用されているため、解説書の「信託」に関する説明文は、よりわかりやすい文章表現となるよう工夫する必要があります。

②条例の位置付け図【第5条関連】

令和3年9月の提言を受け、解説書において自治基本条例とその他の条例規則の関係について体系図で示されていますが、自治基本条例が江別市の最高規範であること、また、国の最高規範である憲法や法と自治基本条例の関係性などが一見して理解できるよう、さらなる工夫が必要です。

③市民の責務【第7条関連】

解説書において、地方分権という言葉が提唱されてから30年が過ぎているのに「地方分権の時代を迎え」という一節があることや、1つの文に複数の主語があることに違和感があるため、よりわかりやすい解説となるよう解説の文章を修正する必要があると考えます。

④事業者の範囲【第8条関連】

第2条の定義では市民に「事業者」が含まれており、第7条として「市民の責務」に関する条項がありますが、さらに第8条として「事業者の責務」の条項を設けています。条例制定時の議論や企業の社会的責任、地域貢献の意義から、第8条は必要ですが、事業者について重複して条項を設けた理由や事業者の範囲を解説書に明記することで、市民にわかりやすく伝わると考えます。

⑤議会の情報発信【第9条関連】

市議会では、開かれた議会を実現するために、市議会だよりの発行や本会議の動画配信、市民との意見交換の場となる「市民と議会の集い」の開催などに取り組んでおり、これらの取組が継続して行われ、積極的に発信していくことを望みます。

⑥職員の意識の向上【第12条、第24条関連】

「意見公募（パブリックコメント）」や「市民公募」などの市民参加を推進するためには、実際に市民と接し、行政サービスの提供やまちづくりを行う職員が、自治基本条例の理解を深め、内容を意識して職務に当たることが重要です。自治基本条例の周知のほか、市民参加手続き職員ガイドラインを活用するなど、職員意識のさらなる向上に努める必要があります。

⑦危機管理・防災【第17条関連】

近年、全国各地で発生している大規模災害に備え、市は、市民への情報提供や体制整備、市民の防災意識の向上や配慮が必要な方への支援などが必要であることから、引き続き、自治会等との連携や緊急時の情報発信、出前講座での周知啓発に努めることを望みます。

⑧情報共有【第21条関連】

アンケート結果によると、ホームページやSNS等により情報を収集する市民が増えている一方で、依然として紙媒体である広報誌が多くの市民にとって主要な情報源となっている状況にあります。現在は、デジタル化へ向かう過渡期であり、しばらくは紙媒体とSNS等の両輪で情報提供を行っていく必要があると考えます。

必要な市民に必要な情報を提供するため、SNS等を活用し、市民の属性に応じた効果的な情報提供を行うほか、自治会に加入していない人も情報が手に取れるよう広報誌の配置場所の周知に努めていくことが大切です。

⑨情報公開【第22条関連】

情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、行政の透明性を確保するための重要な仕組みです。制度の仕組みや使い方など、市民が理解し、必要な時に利用できるよう、わかりやすい周知に努める必要があります。

⑩個人情報の保護【第23条関連】

個人情報の保護については、法律の改正が進み、制度として有効に機能していると言えますが、デジタル化が進む社会状況を踏まえると、個人情報の管理等については、引き続き、市民が安心できるようセキュリティ対策など十分な対応が必要であると考えます。

⑪市民参加の捉え方【第24条関連】

「市民参加」という言葉には、法律等で定めるような一般的な定義がなく、広範な意味に捉えることもできますが、本条例では、政策の立案や実施、評価の段階において、市民が市政に参加するという意味で用いられていることを解説書に加えることで、わかりやすさにつながると考えます。

⑫市民参加・市民協働の認知度【第24条、第25条関連】

アンケートの結果から、令和3年9月の提言を受け、市民のアイデアを取り入れたわかりやすい言葉等を用いたパンフレットやリーフレットの作成などの周知啓発の工夫は、効果があったと思われる一方で、市民参加条例や自治基本条例の「協働」についての認知度は十分とは言えない状況にあります。

市民参加については、参加の機会は拡充されてきていることから、その情報がよりわかりやすく市民に伝わるのが重要です。

また、市民協働については、「市民活動センター・あい」を活用する人が増えており、「協働」についての情報は、市民に広まりつつある一方で、自治会活動に代表されるように、協働の取組に参加していても「協働」と意識していない市民が多くいると思われます。

引き続き、パンフレットや広報、SNS等を活用し、周知啓発の取組を地道に続ける必要があると考えます。

⑬市民協働に関する条例の制定【第25条関連】

市民協働条例の制定については、市民アンケート結果からも市民協働の理解や意識が十分に浸透していないため、市民協働条例を制定するには時期尚早であると考えます。

市民への協働の理解促進を図るために、まずは自治基本条例の周知啓発に努めるなど、機運を高めた後に、改めて市民協働条例の必要性について検討すべきであると考えます。

3 検討経過等

[Redacted content]

(1) 自治基本条例検討委員会の開催

(2) 自治基本条例アンケートの実施

(3) 自治基本条例検討委員会の審議概要